



発行 新潟県

号外 1

令和2年8月26日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

949 知事指定薬物の指定(医務薬事課)

告 示

◎新潟県告示第949号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和2年8月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン(通称名: α -PiHP、 α -PHiP)及びその塩類
- (2) N-{1-[2-(フラン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}-N-フェニルプロパンアミド(通称名: Furanylethylfentanyl、FUEF)及びその塩類
- (3) 2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-2-メトキシエタンアミン(通称名: BOD、 β -METHOXY-2CD)及びその塩類
- (4) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-2-メチルプロパンアミド(通称名: Isobutyrylfentanyl)及びその塩類
- (5) [1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル](4-メトキシナフタレン-1-イル)メタン(通称名: CHM-081)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和2年8月27日